

本庁舎敷地跡地等活用に関する提言書
(たたき)

令和6年 月

厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会

目 次

はじめに

- 1 本庁舎敷地跡地等活用の背景について
- 2 まちづくりの現状と課題について
- 3 本庁舎敷地跡地が目指すべき姿について
- 4 導入すべき公共機能について
- 5 本庁舎敷地跡地等活用の考え方について
- 6 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会 検討経過
- 7 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会 委員名簿

はじめに

(記載内容)

- (1) 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会の設立趣旨
- (2) これまでの検討経過
- (3) 提言書の位置付け
- (4) 基本方針策定以降、本庁舎敷地跡地等活用に期待する事項 ほか

令和6年 月
厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会

1 本庁舎敷地跡地等活用の背景について

(記載内容)

- (1) 現在の本庁舎について
- (2) 中町第2-2地区における新庁舎整備について
- (3) 目指すまちのイメージについて
(本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画への言及)
- (4) 中心市街地におけるまちづくりの動向について

2 まちづくりの現状と課題について

(記載内容)

- (1) 中心市街地における回遊性の向上が必要であること
- (2) 多様なニーズを満たす都市機能の更なる充実を必要であること
- (3) 中心市街地を歩く人々が休憩できる場を確保する必要があること
と
- (4) 整備・運営コストに関して十分に考慮すべきであること
- (5) 地域における交通面での課題等を整理した上で、道路整備等も含め検討を行うべきであること
- (6) 中心市街地では大型店舗が撤退するとともにマンション建設が進み、日当たりが悪く、影の多いまちとなりつつあること

3 本庁舎敷地跡地が目指すべき姿について

(記載内容)

- (1) 市民が文化に触れることのできる施設を本市の財産として整備することについて検討するべきであること
- (2) 本厚木駅、新庁舎及び本庁舎敷地跡地の3つの拠点が連携し、中心市街地を訪れた人が回遊できるようなまちづくりを進めるべきであること
- (3) 都市間競争も視野に入れ、本市の魅力や強みを生かした活用を進めるべきであること
- (4) 本厚木駅北口の再開発事業等を踏まえ、シナジー効果を発揮させるべきであること
- (5) いかにして街中を回遊する人を増やすのか、通勤者、観光客、住民等、様々な視点に立ち検討するべきであること
- (6) 敷地単体ではなく、まちづくりとしての価値を最大化するためには、どのようなことが必要なかを考えるべきであること
- (7) 集客力の面から、音楽興行等を取り入れた活用についても検討するべきであること
- (8) 隣接する厚木中央公園と連携し、災害時における防災機能の確保も含め検討するべきであること
- (9) 厚木らしさを表現できるようなまちづくりを目指し、本庁舎敷地跡地の活用方法を検討するべきであること
- (10) 市民の利便性が向上するような活用方法を検討するべきであること
- (11) 市民が本市に愛着を持てるよう、居心地がよく、愛着が湧き、気持ちよく座ることのできる場所を中心市街地に確保するべきであること
- (12) 本厚木駅北口周辺を面的に捉え、人が集まれるような拠点や場所を回遊できるような仕組みを検討するべきであること

4 導入すべき公共機能について

(記載内容)

- (1) 厚木市複合施設等整備基本計画において、消防施設や文化施設等の公共施設の移転先としての活用を検討することを位置付けていること
- (2) 機能に移転する候補である消防施設(厚木消防署本署)は、現在地での建て替えが望ましいと判断できることに加え、民間施設や周辺施設との相性から本庁舎敷地に機能に移転しないことが適していると判断できること
- (3) 機能に移転する候補である文化施設(文化会館のホール機能)は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり政策に対し現在の立地が即していないことや、現在の立地が建築基準法上の既存不適格であることなどから、本庁舎敷地に機能に移転することが適していると判断できること
- (4) 本庁舎敷地跡地に文化会館のホール機能に移転する際、その施設内容として、国内外の一流アーティストを招へいできるホールなどを備えた多目的ホールについて検討するべきであること
- (5) 本庁舎敷地跡地に文化会館の機能に移転する際、市民からの要望の多い「地域や交流のための場」としての機能と、中心市街地の「地域防災拠点」としての機能を組み込むべきであること
- (6) 本庁舎敷地跡地に整備する施設については、本厚木駅周辺歩いて楽しいまちづくり推進計画の実現を見据え、中心市街地活性化等の相乗効果を発揮させるべきであること
- (7) 現在の文化会館と比較して敷地面積が狭いことから、民間活力を含めた創意工夫を行い、市民にとって最大限有益な施設とするべきであること
- (8) 導入する公共機能の検討に当たっては、厚木消防署の単独建て替えや現在着手している文化会館の改修費用、それらを仮に移転した場合の跡地活用等も見据えたトータルコストを踏まえ、どのような機能を導入するべきであるか、今後策定する基本方針の中で方向性を示すべきであること
- (9) 文化会館については、PFI事業による改修事業に着手していることから、機能移転に当たっては市民へ丁寧な説明を行い、理解を求めるべきであること

- (10) 単に大ホール機能だけでなく、屋内スポーツや展示会など多種多様な用途に使える施設とするべきであること。また市民同士が交流できる場であるべきであること
- (11) 文化会館のホール機能移転に当たっては、周辺交通のあり方や周辺地域に及ぼす効果などについても十分に検討を行うべきであること
- (12) 文化会館のホール機能移転を行うまでの期間においても、駅周辺地域の歩行者の回遊性やにぎわいを高めるような活用の検討が重要な課題であること
- (13) 想定する施設規模については、まちづくりへの波及効果も踏まえ十分に検討を行うべきであること
- (14) 人が集まり活気がある魅力的なまちづくりを行うために、既存施設との役割分担などを中心市街地全体で捉え、検討を進めるべきであること。

5 本庁舎敷地跡地等活用の考え方について

(記載内容)

- (1) 本庁舎敷地跡地については売却せずに、市が引き続き保有した上で活用を行うべきであること
- (2) 厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画で位置付けられている誘導施設にもあるとおり、民間機能として大学のサテライトキャンパス等を誘導することについても考慮すべきであること
- (3) 市民の居場所として、特に目的がなくても人が集まるような、居心地のよい空間とはどのようなものなのか。周辺道路との関係性なども含めて検討を進めるべきであること
- (4) 取組の推進に当たっては、若い世代や子育て世代など、様々な世代の市民の声をしっかりと聞くべきであること
- (5) 市民の意見を聞くに当たっては、中心市街地で展開されている他事業の状況についても、適切に情報提供するべきであること
- (6) 市民が何を求めているのか判断する際には、必ずしもハード整備を求められているわけではないということに留意し、慎重に検討を進めるべきであること
- (7) 今回の市民アンケートの結果をはじめ、市民が求めているものの相互の関連性を捉えた形で本庁舎敷地跡地の活用を図るべきであること
- (8) 本庁舎敷地跡地の活用に当たり市民の意見を聞く際は、現在の計画や施設等の概要について情報提供を行った上で実施すべきであること。また、自治会をはじめとする地域住民の意向についても十分に確認を行い、活用の方向性を決定するべきであること
- (9) 文化会館の敷地で実施している市民朝市など、地域に根差した事業への配慮をした上で検討を進めること

6 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会 検討経過

(記載内容)

第1回会議から第5回会議までの日程、案件を記載

7 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会 委員名簿

(記載内容)

当委員会委員の職名、氏名、選出区分を記載